

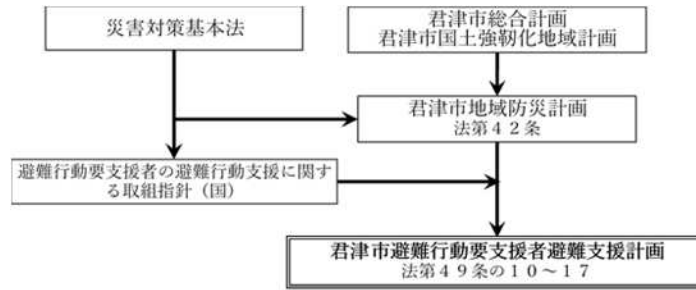
第1章 基本的な考え方

(1) 計画の目的

地震、風水害及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害発生時等」という。）に、特に支援を要する避難行動要支援者への避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

君津市総合計画や君津市国土強靱化地域計画において、誰もが安心して暮らすことが出来る災害に強いまちを目指しており、君津市地域防災計画での各種防災対策のうち、避難行動要支援者への避難支援について、災害対策基本法や国の指針に基づき、具体的な取り組みについて定めます。



(3) 用語の定義

避難行動要支援者とは、高齢者や障害者など配慮を要する者のうち、災害発生時等に自力で避難することが困難であり、特に支援が必要な在宅者をいいます。
 避難支援等関係者とは、民生委員や自治会などの地域関係者で、避難行動要支援者の名簿情報が市から提供されます。地域支援者とは、実際に避難支援を行う近隣者などをいいます。

第2章 避難行動要支援者の名簿作成と管理

(1) 避難行動要支援者の対象

- ① 要介護度3以上の認定を受けた者
- ② 身体障害者手帳1・2級の所持者（肢体不自由・運動機能障害・呼吸器障害・視覚障害・聴覚障害に限る）
- ③ 療育手帳A以上の所持者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ⑤ 上記のほか、特に支援が必要な者（著しい認知症、寝たきり等）

(2) 名簿の作成

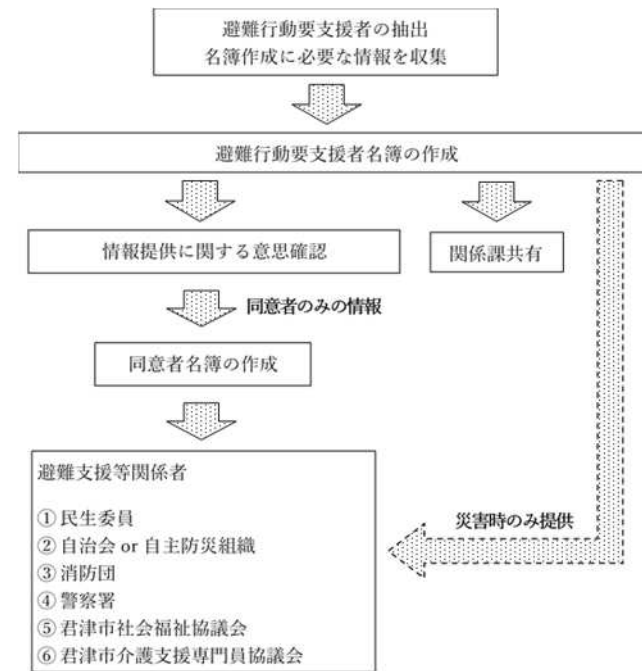
市は、災害発生時等に避難行動要支援者に対する避難支援等を的確に行うため、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成します。また、名簿登録された方のうち、地域への情報提供に同意された方の同意者名簿を作成します。

(3) 名簿情報の更新と共有

毎年4月1日を基準日とし、要支援者名簿を更新し、庁内関係課で共有します。また、同意者名簿を避難支援等関係者へ提供します。※災害発生時には必要があると判断した場合に限り、本人の同意の有無に関わらず、要支援者名簿を提供します。

(4) 名簿情報の管理

市は、君津市個人情報保護条例等に基づき、避難支援等関係者は、個人情報保護法に基づいて、名簿の適正な管理を行います。



第3章 個別避難計画の作成と管理

(1) 個別避難計画の目的

同意者名簿の登録者一人ひとりについて、個別避難計画を作成し、「誰が」「誰を」「どう支援するか」などをあらかじめ定め、災害発生時等の避難支援に備えます。

(2) 個別避難計画の作成

個別避難計画の作成は、避難行動要支援者、地域支援者、避難支援等関係者、市が連携して作成します。なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に居住する者を優先して作成します。

(3) 個別避難計画の共有と管理

個別避難計画は、避難行動要支援者、地域支援者、避難支援等関係者、市の4者が共有し、適正な管理に努めます。

(4) 個別避難計画の確認と修正

避難行動要支援者、地域支援者及び避難支援等関係者は、迅速・的確な避難支援ができるよう、個別避難計画の内容について平時から確認し、必要に応じて協議して修正します。

第4章 地域の支援体制の整備

(1) 地域の避難支援体制の意義

避難行動要支援者への避難支援の取り組みは、「私たちの住んでいる地域から災害による犠牲者を絶対に出さない」という強い意志のもと、多くの地域住民が係わり、地域のみんで助け合う、避難支援体制の整備に取り組みます。

(2) 避難支援に向けた取り組み

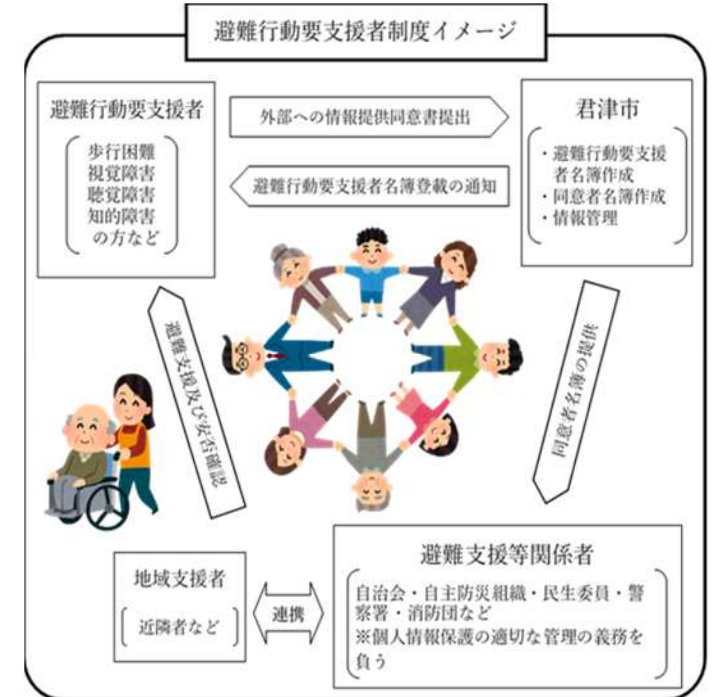
避難行動要支援者は可能な限り『自助』の取り組みに努め、地域支援者と避難支援等関係者は、災害時に連携し安全を確保した上で避難支援に取り組みます。

(3) 情報伝達体制の整備

市は、気象情報等を踏まえ避難情報を様々な情報伝達手段を使つて的確に伝達します。

(4) 避難支援体制の整備

避難行動要支援者及び市民、避難支援等関係者に対して、広報誌やホームページ、説明会などにより、避難行動要支援者避難支援制度について周知します。防災訓練を実施します。



第5章 災害発生時等の対応

(1) 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施

地域支援者は、防災行政無線などで入手した避難情報を避難行動要支援者の特性に応じた手段により、訪問、電話、ファクシミリ等で情報伝達し、場合によっては避難誘導を行います。また、大規模な地震が発生した場合には、安否確認をします。

(2) 避難支援の実施

地域支援者は、個別避難計画に基づいて、避難行動要支援者を避難所へ避難させる際、安全に配慮したうえで、避難支援を実施します。避難所へ避難した際には避難所担当者に引き継ぎます。

(3) 名簿情報の公開を希望しない避難行動要支援者への避難支援

市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する必要があると判断した場合に限り、本人の同意の有無に関わらず、要支援者名簿を安否確認や避難支援に活用します。

第6章 避難生活における支援

(1) 在宅における支援

地域支援者は、避難支援等関係者と連携し、在宅による避難生活に必要な情報や避難物資の提供に努めます。

(2) 避難所における支援

市は、避難所のバリアフリー化に努めるとともに、様々な情報伝達手法による情報提供に努めます。また、避難行動要支援者に配慮した食料・介護用品等の備蓄及び迅速な調達に努めます。

(3) 福祉避難所による支援の整備

市は、避難行動要支援者のうち、福祉避難所への避難が妥当とされる者を指定できるよう、公共施設や民間福祉施設を活用した福祉避難所の確保や移送手段など体制整備に努めます。

第7章 関係機関との連携

- 福祉避難所の確保や避難行動要支援者の移送など、福祉事業者と連携し体制整備に努めます。
- 避難行動要支援者に関する情報収集や支援について民間企業の協力を得られるように努めます。

第8章 推進体制

- 避難行動要支援者避難支援推進協議会を設置し、運用や見直しに関することなどを検討します。